

別記

習志野市グリーン購入調達ガイドライン



持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)

貧困や不平等・格差、気候変動などのさまざまな問題を根本的に解決することを目指す、世界共通の17の目標（2015年9月の国連サミットで採択）

12 つくる責任
つかう責任



12 つくる責任つかう責任

持続可能な方法で生産し、消費する取り組みをすすめていこう

★グリーン購入もSDGs実現のための取り組みの1つです！

目次

I 習志野市グリーン購入調達ガイドラインとは	1
II グリーン購入の実施フロー	1
III グリーン購入の取り組みかた	2
IV 分野ごとのグリーン購入対象品目一覧	3
V 分野ごとのグリーン購入対象品目と判断基準	6
① 紙類・印刷物	6
② 文具・事務用品	7
③ O A 機器〔画像機器〕	12
④ O A 機器〔パソコン〕	13
⑤ O A 機器〔オフィス機器〕	14
⑥ 照明	15
⑦ 自動車等	16
⑧ オフィス家具類	17
⑨ 消火器・災害用備蓄用品	18
⑩ 携帯電話等	19
⑪ 家電製品	20
⑫ エアコン等	21
⑬ 温水器等	22
⑭ 制服・作業服等	23
⑮ インテリア・寝装寝具	24
⑯ 作業手袋	25
⑰ その他繊維製品	25
⑱ ごみ袋等	26
⑲ 設備	26

⑳ 公共工事	27
㉑ 印刷〔外部発注〕	31
㉒ 役務	34
参考（環境ラベル一覧）	36

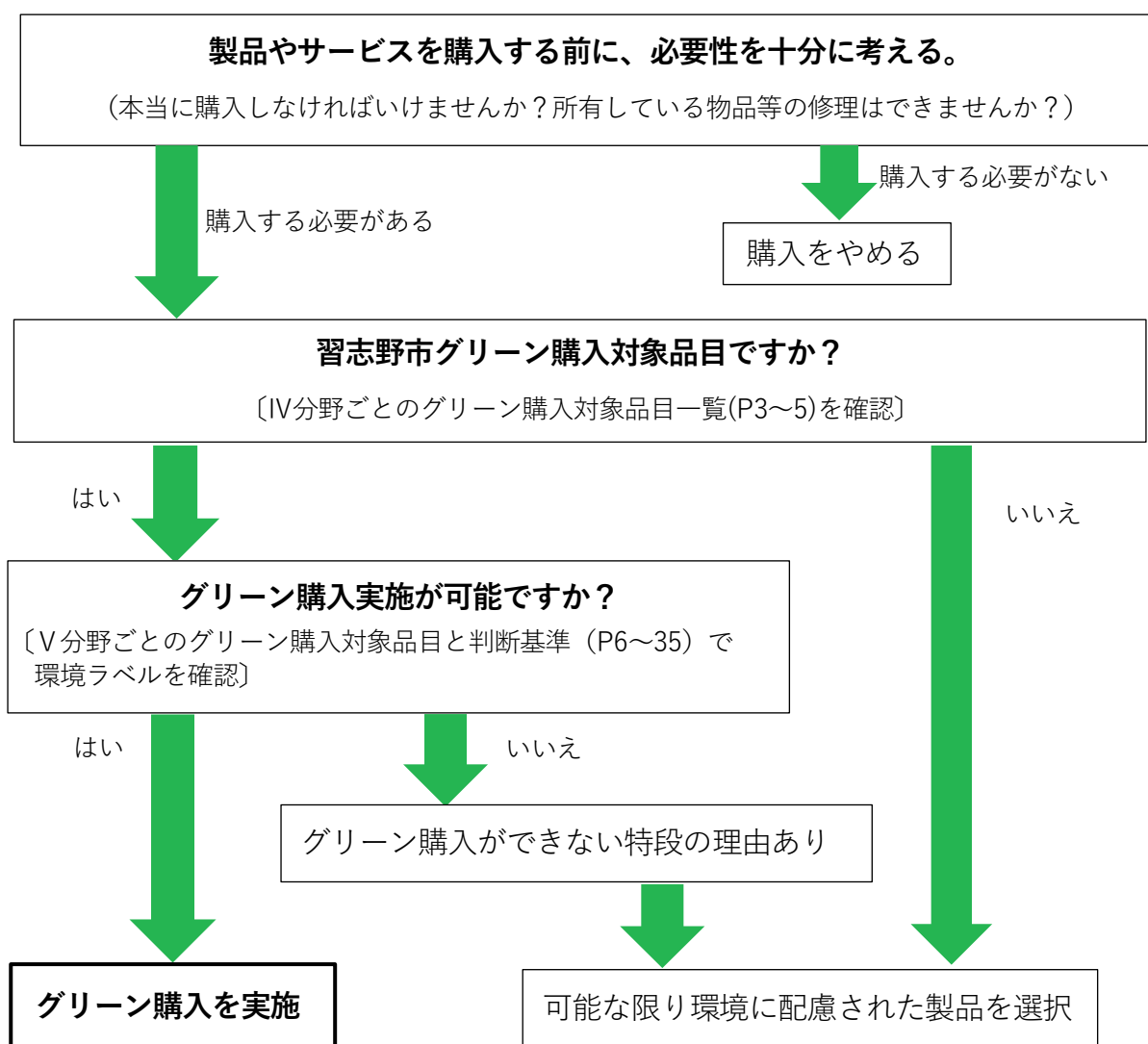
I 習志野市グリーン購入調達ガイドラインとは

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、購入量を削減するとともに、品質や価格だけでなく、環境負荷の少ない製品やサービスを優先して購入することである。

本ガイドラインは「習志野市グリーン購入調達方針」に基づき、物品やサービス等の購入における対象品目や判断基準等を定めたものである。

物品等を購入する際には本ガイドラインの判断基準に沿って購入するものとする。

II グリーン購入の実施フロー



※グリーン購入できない理由として考えられるもの

- ・ 要求する品質・規格のものが製造されていない。
- ・ 価格が相当程度高く、予算の制約を受ける。
- ・ 納品等に時間を要し、業務に制約を受ける。等

III グリーン購入の取り組みかた

■購入を予定している商品が習志野市グリーン購入対象品目かを確認


⇒『IV分野ごとのグリーン購入対象品目一覧』（P3～5）を確認する。

商品名の記載があれば、習志野市グリーン購入対象品目に該当する。

■習志野市グリーン購入対象品目の場合

⇒『V 分野ごとのグリーン購入対象品目と判断基準』（P6～35）を確認して、優先順位1の環境ラベルが付いている商品を選択する。

優先順位1のラベルが選択できない場合は優先順位2のラベルが付いている商品を選択する。

【環境ラベルの例】 参考 環境ラベル一覧（P36～39）	
 <p>グリーン 購入法 適合商品</p>	 <p>ちきゆうにやさしい</p>
グリーン購入法適合商品ラベル (※カタログ等により表記が異なる)	エコマーク

※グリーン購入に取り組む上で参考となる主なホームページ

- ・エコ商品ねっと（日本最大級の環境情報データベース）ーグリーン購入ネットワーク

<https://www.gpn.jp/econet/>

- ・エコマーク認定商品検索サイトーエコマーク事務局

<http://www.ecomark.jp/search/search.php>

★仕様書を作成する場合

⇒仕様書に環境要件を記載する

基本的な記載方法：「本市グリーン購入調達方針・ガイドラインの判断基準を満たすこと」

○その他の仕様書記載方法

⑳公共工事 仕様書の記載内容（P27～30）

㉑印刷〔外部発注〕（ウ）仕様書の記載内容（P31～33）

㉒役務 仕様書の記載内容（P34～35）

IV 分野ごとのグリーン購入対象品目一覧








分野	グリーン購入対象品目
①紙類・印刷物 (P6)	コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用工用紙 溶工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー
②文具・事務用品 (P7～11)	<p>【ア】アルバム(台紙を含む) 印鑑・印章関連<印章セット 印箱 回転ゴム印 公印 ゴム印 朱肉 スタンプ台> インデックス 絵の具 絵筆 鉛筆 鉛筆削(手動) OHPフィルム OAクリーナー(ウェットタイプ) OAクリーナー(液タイプ) OAフィルター(枠あり)</p> <p>【カ】鍵かけ(フックを含む) 額縁 カッター関連<カッターナイフ カuttingマット 丸刃式紙裁断機> カードケース 紙めくりクリーム 缶・ボトルつぶし機(手動) グラウンド用白線 クラフトテープ クリップケース けい紙 消しゴム 黒板拭き ごみ箱 梱包用バンド</p> <p>【サ】シャープペンシル シャープペンシル替芯 修正液 修正テープ 定規 ステープラー(汎用型) ステープラー(汎用型以外) ステープラー針リムーバー 製本テープ</p> <p>【タ】ダストブロワー チョーク つづりひも テープカッター デスクマットトレ</p> <p>【ナ】名札(机上用・衣服取付型・首下げ型) 粘着テープ(布粘着・両面粘着紙) ノート のり(テープ・液状・固形・澱粉のり)</p> <p>【ハ】バインダー はさみ パンチ(手動) ファイリング用品 ファイル関連 封筒関連<事務用封筒(紙製) 窓付き封筒(紙製)> 付箋紙 付箋フィルム ブックスタンド ペン関連<ペンスタンド ボールペン マーキングペン> 墨汁 ホワイトボード用レーザー</p> <p>【マ】マウスパッド マグネット(玉) マグネット(バー) メディアケース モルトケース(紙めくり用スポンジケース)</p> <p>【ラ】ラベル関連<タックラベル(主にタイトル用) プリンターラベル パンチラベル></p> <p>【リ】リサイクルボックス レターケース 連射式クリップ(本体)</p>
③OA 機器 〔画像機器〕 (P12)	コピー機(複写機) 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ
④OA 機器 〔パソコン〕 (P13)	パソコン 磁気ディスク装置 ディスプレイ記録用メディア(CD、DVD、BD)
⑤OA 機器 〔オフィス機器〕 (P14)	シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電卓 一次電池又は小形充電式電池(単1～単4形)
⑥照明 (P15)	LED 照明器具 LED を光源とした内照式表示灯 直管蛍光ランプ(40形) 電球形状のランプ

⑦自動車等 (P16)	自動車 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油
⑧オフィス家具 (P17)	いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード
⑨消火器 ・災害用備蓄用品 (P18)	消火器 災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携 帯電源
⑩携帯電話等 (P19)	携帯電話 スマートフォン PHS
⑪家電製品 (P20)	電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電 子レンジ
⑫エアコン等 (P21)	エアコンディショナー(業務用エアコンディショナー含む) ガスヒートポンプ 式冷暖房機 ガスストーブ(石油ストーブ含む)
⑬温水器等 (P22)	ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器(ガス コンロ・ガスオーブン)
⑭制服・作業服等 (P23)	制服 作業服 帽子 靴
⑮インテリア ・寝装寝具 (P24)	カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイル カーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッド フレーム マットレス
⑯作業手袋 (P25)	作業手袋(軍手)
⑰その他 繊維製品 (P25)	集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ
⑱ゴミ袋等 (P26)	ゴミ袋 ※市指定ゴミ袋は除く
⑲設備 (P26)	太陽光発電システム(公共・産業用) 太陽熱利用システム(公共・産業用) 燃 料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 節水器具 日射調整フィルム
⑳公共工事 (P27~30)	<p>≪資材≫</p> <p>【ア】アスファルト混合物関連(再生加熱アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入 アスファルト混合物 中温化アスファルト混合物) LED道路照明</p> <p>【カ】ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 型枠関連(再生材料を使用した 型枠) 間伐材 空調機器関連(氷蓄熱式空調機器) 合板 合板型枠 骨材関連(再 生骨材等) コンクリート関連(再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト 無筋コンクリート製品) 透水性コンクリート フライアッシュを用いた吹付けコ ンクリート)</p> <p>【サ】自動水栓 集成材 修正板関連(直交集成板) 小便器関連(自動洗浄装置 及びその組み込み小便器) 照明制御システム 処理土関連(建設汚泥から再生し た処理土) スラグ関連(地盤改良材地盤改良用製鋼スラグ 土工用水砕スラグ) スラグ骨材関連(高炉スラグ骨材 電気炉酸化スラグ骨材 銅スラグ骨材 フェ ロニッケルスラグ骨材) 製材 積層材関連(単板積層材) セメント関連(エコセ</p>

	<p>メント 高炉セメント フライアッシュセメント〉 セメント板関連〈木質系セメント板〉 繊維板 送風機</p> <p>【タ】たい肥関連〈バークたい肥〉 大便器 タイル関連〈セラミックタイル〉 断熱材 断熱サッシ・ドア 塗料関連〈高日射反射率塗料 下塗用塗料（重防食） 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料〉</p> <p>【ナ】中詰め材関連〈銅スラグを用いたケーソン中詰め材 フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材〉</p> <p>【ハ】パーティクルボード ビニル管関連〈排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管〉 肥料関連〈下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）〉 複合材関連〈木材・プラスチック複合材製品〉 フローリング ブロック関連〈再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） 再生プラスチック製中央分離帯ブロック 鉄鋼スラグブロック〉 変圧器 防水関連〈防水高日射反射率防水〉 ポンプ</p> <p>【ヤ】床材関連〈ビニル系床材〉</p> <p>【ラ】冷温水気関連〈吸収冷温水器〉 路盤材関連〈鉄鋼スラグ混入路盤材〉</p> <p>≪建設機械≫</p> <p>低騒音型建設機械 排出ガス対策型建設機械</p> <p>≪工法≫</p> <p>建設汚泥再生処理工法 コンクリート塊再生処理工法 低品質土有効利用工法 泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 路上再生路盤工法 路上表層再生工法</p> <p>≪目的物≫</p> <p>屋上緑化 透水性舗装 排水性舗装</p>
②①印刷〔外部発注〕 (P31～33)	<p>広報紙、報告書類 ポスター チラシ パンフレット、リーフレット 名刺 封筒 窓付き封筒 製本機やOCR装置を使用する通知書</p>
②②役務 (P34～35)	<p>清掃 省エネルギー診断 食堂 自動車専用タイヤ更生 自動車整備 庁舎管理 植栽管理 加煙試験 タイルカーペット洗浄 害虫防除 飲料自動販売機設置</p>

V 分野ごとのグリーン購入対象品目と判断基準

① 紙類・印刷物

用途	対象品目	判断の基準となるラベル等	
		優先順位 1	優先順位 2
情報用紙	コピー用紙 ・ PPC 用紙、PPC カラー用紙、共用紙等	  グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載
	フォーム用紙 ・ NIP 用紙等		
	インクジェットカラープリンター用塗工紙 ・ スーパーファイン紙等		
印刷用紙	塗工されていない印刷用紙 ・ 上質紙、中質紙、更紙、プロッター用紙、マルチカード等	 総合評価値の表示 ※コピー用紙・印刷用紙が対象	 間伐材紙
	塗工されている印刷用紙 ・ アート紙、コート紙、マット紙等		
衛生用紙	トイレットペーパー	 エコマーク	 グリーンマーク グリーンマーク
	ティッシュペーパー ・ ボックスタイプ、ポケットタイプ、ピロータイプ		

【備考】

※ 対象外の品目

- ・ 特殊紙（トレーシングペーパー等）
- ・ 複写紙、感圧紙（ノーカーボン紙、裏カーボン紙等）
- ・ 感熱紙（レジ用、FAX 用等）
- ・ 圧着紙（圧着はがき用紙等）
- ・ 耐水紙

② 文具・事務用品

五十音順	対象品目	判断の基準となるラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
ア行	アルバム（台紙を含む） 台紙式、ポケット式、工事用等	  グリーン購入法適合商品  エコマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品  森林認証材・紙  間伐材・紙  グリーンマーク  バイオマス バイオマスマーク
	印鑑・印章関連		
	・印章セット		
	・印箱		
	・回転ゴム印 年製品の自動印、ナンバリング、 チェックライター等は対象外		
	・公印		
	・ゴム印 年製品の彫刻ゴム印、鋳造ゴム印は対象外		
	・朱肉 補充用朱油・朱液は対象外		
	・スタンプ台 補充インキは対象外		
	インデックス（主に見出し用）		
	絵の具 ポスターカラー、固形状絵の具、粉末状絵の具 ペンキは対象外		
絵筆 刷毛は対象外			
鉛筆 色鉛筆含む クレヨン、クレパスは対象外			
鉛筆削り（手動）			
OHPフィルム ラミネートフィルムは対象外			
OAクリーナー（ウェットタイプ） 詰替用は対象外			
OAクリーナー（液タイプ） ボトル、スプレー、ミスト、泡タイプ等 詰替用は対象外			
OAフィルター（枠あり）			

五十音順	対象品目	判断の基準となるラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
カ行	鍵かけ（フックを含む）	 グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
	額縁 フレーム、パネル等含む		
	カッター関連 ・カッターナイフ ・カッティングマット（カッターマット） ・丸刃式紙裁断機 ペーパーカッター、デスクカッター等		
	カードケース 名刺整理箱等含む		
	紙めくりクリーム		
	缶・ボトルつぶし機（手動）		
	グラウンド用白線		
	クラフトテープ		
	クリップケース ゼムボックス、マグネットボックス等含む		
	けい紙 模造紙、方眼紙、レポート用紙、セクションペーパー、ルーズリーフ、メモ帳、原稿用紙、伝票、便せん、計算用紙・集計用紙、社内用紙等		
	消しゴム 砂消し、ペン型等含む		
	黒板拭き		
	ごみ箱		
	梱包用バンド 紙ひも等		
サ行	シャープペンシル ノック式（ホルダー式）、回転式、複合筆記具	 エコマーク	 森林認証材・紙
	シャープペンシル替芯		
	修正液 補充液は対象外		
	修正テープ 交換用カートリッジ、カバーテープ等含む		
	定規 直線定規、三角定規、分度器等 製図機、製図台、コンパスは対象外		
		 間伐材・紙	
		 グリーンマーク	
		 バイオマスマーク	

五十音順	対象品目	判断の基準となるラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
サ行	ステープラー（汎用型）〈ホッチキス等〉 針使用のハンディタイプのもの タッカー、電動タイプ対象外	  グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
	ステープラー（汎用型以外） 汎用型以外と針を用いないもの タッカー、電動タイプは対象外		
	ステープラー針リムーバー		
	製本テープ ホットメルト樹脂タイプ含む		
タ行	ダストブロワー（エアダスター）	 エコマーク	 森林認証材・紙
	チョーク		
	つづりひも 綴じひも		
	テープカッター 机上用、ハンディタイプ、テープ付含む		
	デスクマット		
	トレー 書類用、小物用、ペン用、硬貨用、決裁箱等		
ナ行	名札 机上用・カード立て 衣服取付型・首下げ型	 間伐材・紙	
	粘着テープ 布粘着、両面粘着紙		
	ノート		
	のり テープ、液状、固形、澱粉のり (補充用を含む)		
ハ行	バインダー MP、リング、その他、コンピュータ用等	 グリーンマーク	
	はさみ		
	パンチ（手動）		
	ファイリング用品 背見出し、ポケット、仕切り紙等		

五十音順	対象品目	判断の基準となるラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
ハ行	ファイル関連 ・穴を開けてとじる各種ファイル フラットファイル、レターファイル、ファスナー、スプリングファイル、キャップ式ファイル、パイプ式ファイル、スタンド式ファイル、とじこみ表紙、パッチファイル、ホック式ファイル、ビス式ファイル、スモールファイル、A-Zファイル ・穴を開けずに閉じる各種ファイル フォルダー、ホルダー、ハンキングフォルダー、持出しフォルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、プレスファイル、ピン式ファイル、パンフレットファイル、スライド式ファイル、用箋狭（クリップボード）、図面ファイル、図面ケース、ケースファイル等） ・コンピュータ用データファイル キャップ式、スライド式、フッキング式、レター式 ・書類保管等の表紙・ケース・ホルダー類全般 替表紙、板目表紙、名刺ホルダー、はがきホルダー、書類・文書用保存箱（イージーキャビネット）、サンプルボックス、チャック付ケース等	  グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
	封筒関連 ・事務用封筒（紙製） クッション材入りのものを含む 祝儀袋等は対象外 ・窓付き封筒（紙製）	 エコマーク	 森林認証材・紙
	付箋紙 ロールタイプ含む		 間伐材・紙
	付箋フィルム ロールタイプ含む		 グリーンマーク
	ブックスタンド ブックエンド、デスクラック、パンフレットスタンド等含む		 バイオマス バイオマスマーク
	ペン関連 ・ペンスタンド ペンホルダー等含む ・ボールペン ・マーキングペン 蛍光ペン、油性マーカー、水性マーカー、ペイントマーカー、名前書き用、サインペン、ホワイトボード用、OHP用、筆ペン、万年筆等 詰替用は対象外		
	墨汁		
	ホワイトボード用イレーザー 交換用は対象外		

五十音 順	対象品目	判断の基準となるラベル	
		優先順位 1	優先順位 2
マ行	マウスパッド	 グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
	マグネット（玉） フック、クリップは対象外		
	マグネット（バー）		
	メディアケース 箱状のもの、ブックタイプのもの		
	モルトケース（紙めくり用スポンジケース）		
ラ行	ラベル関連 ・ タックラベル（主にタイトル用） 宛名用、タイトル用、OA用 ・ プリンターラベル※ ・パンチラベル	 エコマーク	 森林認証材・紙
	リサイクルボックス 多段式、連結式含む		
	レターケース デスクチェスト、小物キャビネット等含む		
	連射式クリップ（本体）〈ガチャック等〉		

【備考】

※ 主要材料にプラスチック・木質または紙を使用していないもの（金属類）は対象外とする。

③ O A 機器〔画像機器〕

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位 1	優先順位 2
コピー機（複写機）	  グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
複合機		
拡張性のあるデジタルコピー機		
プリンタ		
プリンタ複合機		
ファクシミリ		
スキャナ		
プロジェクタ	 エコマーク	
トナーカートリッジ		
<ul style="list-style-type: none"> ・トナー容器、感光体または現像ユニットのいずれか2つ以上組み合わせたもの ・回収トナーボックス、廃トナーボトル、ドラムカートリッジ、ドラムユニット、感光体ユニット、現像ユニット、定着ユニット等は対象外 ・「エコ商品ねっと」に掲載されているものでも、グリーン購入法適合の欄に対象外とあるものは対象外 		
インクカートリッジ	 国際エネルギースタープログラム（エネスタ） ※OA 機器のみ	
<ul style="list-style-type: none"> ・インクを充填したインクタンクおよび印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジ ・容器にインクを補充するタイプは対象外 		
	 E&Q マーク ※トナーカートリッジのみ	

【備考】

- ・リサイクルトナーや環境推進トナー等の環境に配慮していると謳っているものに関しても、判断の基準となるラベル等が確認できるものを選択すること。

④ O A 機器 [パソコン]

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
パソコン ・タブレット PC は対象外	  グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
磁気ディスク装置	 エコマーク ※パソコン、ディスプレイ、記録用メディアのみ	 国際エネルギー スタープログラム (エネスタ) ※パソコン、ディスプレイのみ
ディスプレイ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 記録用メディアはケースがスリムタイプ(5mm程度以下)またはスピンドルタイプのもの </div>	 省エネラベリング制度 (緑色) ※パソコン、磁気ディスク装置のみ
記録用メディア (CD、DVD、BD) ・USBメモリ、SDカードは対象外		 PCグリーンラベル ※パソコンのみ

⑤ OA 機器〔オフィス機器〕

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位 1	優先順位 2
シュレッダー	  <p>グリーン購入法適合商品</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
デジタル印刷機	 <p>エコマーク ※シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計、電卓</p>	
掛時計	<p>掛け時計は以下のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池式 ・太陽電池＋一次電池使用（5年以上使用可能） ・一次電池使用（5年以上使用可能） 	
電卓	 <p>JISマーク ※アルカリ・小型充電式電池</p>	
一次電池または小型充電式電池 (単1～単4形)	<ul style="list-style-type: none"> ・一次電池はアルカリ相当以上（マンガン電池でないもの） ・小型充電式電池は充電式のニッケル水素電池等 	

⑥ 照明

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
LED照明器具 ・つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形、投光器、防犯灯 ・卓上スタンドは対象外	  グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
LEDを光源とした内照式表示灯	 エコマーク ※電球形LEDランプのみ	LED照明器具は光源寿命が40,000時間以上
直管形蛍光ランプ（40形） ・インバータ（Hf）：FHF32～、FHN R22～、FHN22～ ・ラピッドスタート形：FLR40～ ・スタータ形：FL40～		直管型蛍光ランプ（40形）は光源寿命が10,000時間以上
電球形状のランプ ・LEDランプ ・直管型、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等に装着するランプは対象外 ・蛍光ランプ ・人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等に装着するランプは対象外		 省エネラベル（緑色） ※電球形蛍光ランプのみ

⑦ 自動車等

対象品目	判断の基準となるラベル
<p>自動車（リース・レンタル含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用車 (乗車定員 10 人以下かつ車両総重量 3.5 トン以下の乗用車（普通自動車、小型自動車、軽自動車）) ・小型バス (乗車定員 11 人以上、車両総重量 3.5 トン以下の乗用車) ・小型貨物車 (軽貨物車、軽量貨物車、中量貨物車を総じた車両総重量 3.5 トン以下の貨物の運送の用に供する自動車) ・バス等 (乗車定員 10 人以上かつ車両総重量が 3.5 トン超の乗用自動車) ・トラック等 (車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車（けん引自動車を除く）) ・トラクタ (車両総重量 3.5 トン超のけん引自動車（けん引自動車に限る）) 	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>G 法適合</p> <p>グリーン購入法適合商品</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>グリーン購入法適合商品</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>GPN掲載</p> <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p> </div> </div> <p>【車種基準】 電動車等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・ハイブリット自動車 ・プラグインハイブリッド自動車 ・燃料電池自動車 <p>【燃費・排ガスラベル基準】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>〈乗用車〉</p> <div style="text-align: center;">   </div> <p>自動車燃費性能評価・公表制度 2030 年度燃費達成基準 60%以上かつ、2020 年度燃費基準値以上 (ハイブリット自動車は 2030 年度燃費達成基準 70%以上)</p> <div style="text-align: center;">   </div> <p>低燃費ガス車認定制度 平成 30 年 50%低減、75%低減または平成 17 年 75%低減</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>〈乗用車以外の自動車〉</p> <div style="text-align: center;">    </div> <p>自動車燃費性能評価・公表制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型バス：平成 27 年度基準達成 ・軽量貨物車を除く小型貨物車：2022 年度基準 90%達成 ・バス等、トラック等、トラクタ：平成 27 年度基準 5%超過達成（軽量貨物車は 15%超過達成） <p>低排出ガス車認定制度 (小型貨物車のみ) 乗用車と同基準または平成 17 年</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ガソリン車、LP ガス自動車は、燃費、低排出ガスの基準を満たす必要があるが、ディーゼル車は燃費基準のみ満たせばよい。</p> </div> </div> </div>
<p>乗用車用タイヤ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スタッドレスタイヤは対象外 	<p>低燃費タイヤ統一マーク</p> 
<p>2 サイクルエンジン油</p>	<p>エコマーク</p> 

⑧ オフィス家具類

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位 1	優先順位 2
いす ・回転いす、折りたたみいす、ソファ、ベンチ、教室用いす等 ・座いす、車いす、医療用いす、乳・幼児いす等は対象外	  グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
机 ・デスク、テーブル、カウンター作業台等含む	 エコマーク	 森林認証材・紙
棚 ・ラック、書架、物品棚、移動棚、パンフレットスタンド等含む	 JOIFAグリーンマーク	 間伐材・紙
収納用什器（棚以外） ・システム収納、キャビネット、ロッカー、小型の収納、ワゴン等含む		
ローパーティション		
コートハンガー		
傘立て		
掲示板 ・展示パネル、案内板（インフォメーションボード）等含む		
黒板 ・電子黒板、キャプチャーボード等含む		
ホワイトボード		

【備考】

※ いす、机、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボードに関しては、木製、プラスチック製、紙製の製品を対象とする。

棚および収納用什器については、木製、プラスチック製、紙製に加え、大部分の材料が金属類である製品も対象とする。

【参考】

- ・（一社）日本オフィス家具協会（JOIFA）「グリーン購入法の手引き [オフィス家具等]」
http://www.joifa.or.jp/pdf/green_10.pdf

⑨ 消火器・災害用備蓄用品

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位 1	優先順位 2
消火器 ・粉末 A B C 消火器が対象 ・消火薬剤の詰替用含む ・エアゾール式、船舶用、航空機用は対象外	 グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
災害備蓄用飲料水	 エコマーク ※飲食料は下記の表示があること ①：賞味期限が5年以上 ②：賞味期限が3年以上	
アルファ化米		
保存パン		
乾パン		
レトルト食品等		
栄養調整食品		
フリーズドライ食品		
非常用携帯燃料		
携帯発電機 ・定格出力が3 k V A以下のもの		
非常用携帯電源		

⑩ 携帯電話等

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
携帯電話	 	
スマートフォン	グリーン購入法適合商品	「エコ商品ねっと」掲載商品
PHS		

⑪ 家電製品

対象品目	判断の基準となるラベル等								
	優先順位 1	優先順位 2							
電気冷蔵庫	  <p>グリーン購入法適合商品</p>	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; display: inline-block;">GPN掲載</div> 「エコ商品ねっと」掲載商品							
電気冷凍庫	 <p>エコマーク ※テレビのみ</p>								
電気冷凍冷蔵庫	 <p>統一省エネラベル (☆4以上のもの ただし39V型以下のテレビは☆3以上のもの)</p>								
テレビジョン受信機	 <p>明日のために、ノンフロン。 ノンフロンマーク ※冷蔵庫のみ</p>								
電気便座	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暖房便座</td> <td>141kwh/年以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">温水洗浄便座</td> <td>貯湯 175kwh/年以下</td> </tr> <tr> <td>瞬間 97kwh/年以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電気便座は上記を満たすこと</p>		区分	基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)	暖房便座	141kwh/年以下	温水洗浄便座	貯湯 175kwh/年以下	瞬間 97kwh/年以下
区分	基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)								
暖房便座	141kwh/年以下								
温水洗浄便座	貯湯 175kwh/年以下								
	瞬間 97kwh/年以下								
電子レンジ ・オープンレンジ含む	 <p>省エネラベル (緑色) ※電子レンジのみ</p>								

⑫ エアコン等

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位 1	優先順位 2
エアコンディショナー (業務用エアコンディショナー含む) ・除湿器、扇風機、サーキュレーター等は対象外	  グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
ガスヒートポンプ式冷暖房機	 統一省エネラベル (☆4以上のもの) ※家庭用エアコンディショナーのみ	
ガスストーブ (石油ストーブ含む)	 J I S マーク ※ガスヒートポンプ式冷暖房機のみ APFp(期間成績係数)が1.07以上のもの	
	 省エネラベル (緑色) ※ストーブのみ	

⑬ 温水器等

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
ヒートポンプ式電気給湯器	 <p>グリーン購入法適合商品</p>	 <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
ガス温水機器	 <p>省エネラベル（緑色）</p>	
石油温水機器		
ガス調理機器 (ガスコンロ・ガスオーブン)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>業務用のヒートポンプ式電気給湯器は年間標準貯湯加熱エネルギー消費効率(年間加熱効率)が3.20以上</p> </div>	



⑭ 制服・作業服等

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位 1	優先順位 2
制服 ・ポリエステル繊維または植物を原料とする合成繊維を使用した製品	 グリーン購入法適合商品	 「エコ商品ねっと」掲載商品
作業服 ・ポリエステル繊維または植物を原料とする合成繊維を使用した製品 ・防寒コート、エプロン、給食衣、手術衣、スクラブ等含む	 エコマーク	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> リサイクル素材を使用したもの </div>
帽子 ・ポリエステル繊維を使用した製品	 エコユニフォームマーク	
靴 ・合成繊維を使用した製品 ・安全靴、作業靴 ・長靴は対象外	 PETボトル再用品 PETボトルリサイクル推奨マーク	

⑮ インテリア・寝装寝具

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位 1	優先順位 2
カーテン ・ポリエステル繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品	  グリーン購入法適合商品  エコマーク ※金属製ブラインド、織じゅうたん除く  PET ボトルリサイクル推奨マーク  フレームマーク ※ベッドフレームのみ  衛生マットレス ※マットレスのみ	 「エコ商品ねっと」掲載商品
布製ブラインド ・ポリエステル繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品		
金属製ブラインド		
タフテッドカーペット		
タイルカーペット		
織じゅうたん		
ニードルパンチカーペット		
毛布 ・ポリエステル繊維を使用した製品		
ふとん ・ポリエステル繊維、再使用した詰物を使用した製品		
ベッドフレーム ・金属製のものは対象外 ・医療用、介護用、高度医療に用いるもの等は対象外		
マットレス ・高度医療に用いるものは対象外		

①6 作業手袋

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位 1	優先順位 2
作業手袋（軍手） ・主要材料が繊維の製品が対象 ・革、ゴム、ビニール手袋等の繊維を使用していないものは対象外	  グリーン購入法適合商品  エコマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品




①7 その他繊維製品

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位 1	優先順位 2
集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	  グリーン購入法適合商品  エコマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品

⑱ ごみ袋等

対象品目	判断の基準となるラベル・表示	
	優先順位 1	優先順位 2
ごみ袋 ※市指定ごみ袋は除く ・プラスチック製	 グリーン購入法適合商品  エコマーク  バイオマス バイオマスマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品

⑲ 設備

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位 1	優先順位 2
太陽光発電システム（公共・産業用）	 グリーン購入法適合商品  エコマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品
太陽熱利用システム（公共・産業用）		
燃料電池		
エネルギー管理システム		
生ゴミ処理機		
節水機器		
日射調整フィルム		





⑳ 公共工事




◇仕様書の記載内容




仕様書に環境要件を記載する

- (例1)「本市グリーン購入調達方針・ガイドラインの判断基準を満たすこと」
 (例2)「本市グリーン購入調達方針・ガイドラインの判断基準を満たすよう努めること」

【資材】




五十音順	対象品目	判断の基準となるラベル・表示
ア行	アスファルト混合物関連 ・再生加熱アスファルト混合物 ・鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 ・中温化アスファルト混合物	  グリーン購入法適合商品
	LED 道路照明	
カ行	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	 エコマーク  「エコ商品ねっと」掲載商品
	型枠関連 ・再生材料を使用した型枠	
	間伐材	
	空調機器関連 ・氷蓄熱式空調機器	
	合板	
	合板型枠	
	骨材関連 ・再生骨材等	
	コンクリート関連 ・再生材料を用いた舗装用ブロック類 (プレキャスト無筋コンクリート製品) ・透水性コンクリート ・フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	

五十音順	対象品目	判断の基準となるラベル・表示
サ行	自動水栓	 <p>グリーン購入法適合商品</p>  <p>エコマーク</p>  <p>「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
	集成材	
	集成板関連 <ul style="list-style-type: none"> ・直交集成板 	
	小便器関連 <ul style="list-style-type: none"> ・自動洗浄装置及びその組み込み小便器 	
	照明制御システム	
	処理土関連 <ul style="list-style-type: none"> ・建設汚泥から再生した処理土 	
	スラグ関連 <ul style="list-style-type: none"> ・地盤改良用製鋼スラグ ・土工用水砕スラグ 	
	スラグ骨材関連 <ul style="list-style-type: none"> ・高炉スラグ骨材 ・電気炉酸化スラグ骨材 ・銅スラグ骨材 ・フェロニッケルスラグ骨材 	
	製材	
	積層材関連 <ul style="list-style-type: none"> ・単板積層材 	
	セメント関連 <ul style="list-style-type: none"> ・エコセメント ・高炉セメント ・フライアッシュセメント 	
	セメント板関連 <ul style="list-style-type: none"> ・木質系セメント板 	
	繊維板	
	送風機	

五十音順	対象品目	判断の基準となるラベル・表示
タ行	たい肥関連 ・バークたい肥	<div data-bbox="1107 331 1385 448">  </div> <p data-bbox="1107 459 1385 492">グリーン購入法適合商品</p> <div data-bbox="1161 593 1300 757">  <p data-bbox="1177 728 1300 757">エコマーク</p> </div> <div data-bbox="1118 864 1369 945">  </div> <p data-bbox="1094 958 1390 992">「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
	大便器	
	タイル関連 ・セラミックタイル	
	断熱材	
	断熱サッシ・ドア	
	塗料関連 ・高日射反射率塗料 ・下塗用塗料（重防食） ・低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
ナ行	中詰め材関連 ・銅スラグを用いたケーソン中詰め材 ・フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
	ハ行	パーティクルボード
ビニル管関連 ・排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管		
肥料関連 ・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）		
複合材関連 ・木材・プラスチック再生複合材製品		
フローリング		
ブロック関連 ・再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成） ・再生プラスチック製中央分離帯ブロック ・鉄鋼スラグブロック		
変圧器		
防水関連 ・高日射反射率防水		
ポンプ		

五十音順	対象品目	判断の基準となるラベル・表示
ヤ行	床材関連 ・ビニル系床材	 グリーン購入法適合商品
ラ行	冷温水気関連 ・吸収冷温水機	
	路盤材関連 ・鉄鋼スラグ混入路盤材	 エコマーク 「エコ商品ねっと」掲載商品

【建設機械・工法・目的物】

用途	対象品目	判断の基準となるラベル・表示
建築機械	低騒音型建設機械	 グリーン購入法適合商品
	排出ガス対策型建設機械	
工法	建設汚泥再生処理工法	 エコマーク
	コンクリート塊再生処理工法	
	低品質土有効利用工法	
	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
	路上再生路盤工法	
	路上表層再生工法	
目的物	屋上緑化	 「エコ商品ねっと」掲載商品
	透水性舗装	
	排水性舗装	

②1 印刷〔外部発注〕

◇判断基準

【優先順位1】 用紙とインクの判断基準の両方を満たすもの

【優先順位2】 用紙の判断基準もしくはインクの判断基準のどちらかを満たすもの

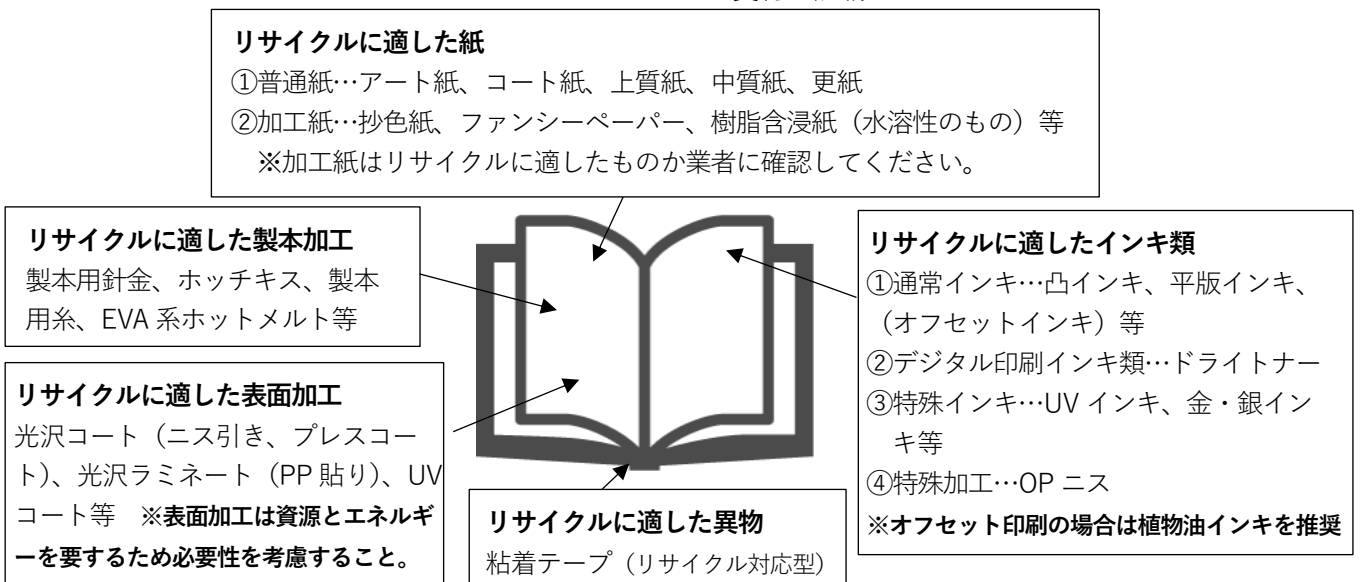
対象品目	判断基準<用紙>	判断基準<インク>
★広報紙、報告書類	習志野市グリーン購入調達ガイドライン※1の用紙(P6)を使用(冊子の表紙は除く)。	オフセット印刷 食物由来のインキ(植物油インキ等)またはN L 規制適合インキ(化学安全性の基準を満たした)を使用 デジタル(オンデマンド)印刷 化学安全性の確認されたトナーまたはインキを使用
★ポスター		
★チラシ		
★パンフレット		
★リーフレット		
名刺		
封筒		
製本機や OCR 装置を使用する通知書等	森林認証材パルプや間伐材等パルプ(環境に配慮したバージンパルプ)を使用	

※1 グリーン購入適合品、エコマーク適合品、森林認証紙、エコ商品ねっと掲載商品、間伐材紙、グリーンマーク適合品、色上質紙は古紙パルプが配合されているもの。

※2 ★の印刷物は以下の(ア)(イ)を満たすこと。

- (ア) リサイクルに適した印刷の資材の使用
- (イ) 印刷物へのリサイクル適性の表示

(ア) リサイクルに適した主な印刷資材について…仕様書に紙やインキ等の種類を記載する際は、下記の資材を記載



詳しくは「リサイクル対応型印刷物作成ガイドライン」(日本印刷産業連合会) P3 参照

URL : https://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/file/h26_recycle_guideline.pdf

(イ) 印刷物へのリサイクル適性の表示



- ☆1 再生紙使用マークは自由に使用できるが、古紙パルプ配合率は正しい数字を表示しなければならないため、印刷業者に確認して正しく表示すること。
- ☆2 植物油インキマークは「印刷インキ工業連合会に食物油インキとして登録されたもの」を使用した場合のみ表示できるため、印刷業者に確認の上、使用規定等に基づき正しく表示すること。

マークの詳細

- ・3R活動新進フォーラム（再生紙使用マーク） https://www.3r-forum.jp/activity/r_mark/index.html
- ・印刷インキ工業連合会（植物油インキマーク） https://www.ink-jpima.org/ink_syokubutu.html

(ウ) 仕様書の記載内容

仕様書に環境要件を記載する。

- (例1) 「本市グリーン購入調達方針・ガイドラインの判断基準を満たすこと」
 (例2) 設定した具体的な判断基準の記載

〈具体例〉

品目	チラシ
紙質	コート紙 四六判 68kg, グリーン購入法適合の用紙（総合評価値 70 以上）
規格	A4 判 2 頁（両面印刷）
インキ類	植物油インキを使用（印刷インキ工業連合会に登録されたもの）
印刷方法	オフセット印刷
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・用紙やインキはリサイクルに適したものを使用する。 ・リサイクル適性の表示、再生紙使用マークおよび植物油インキマークの表示を希望するため、リサイクルに適した資材および古紙配合率、印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたものか確認する。

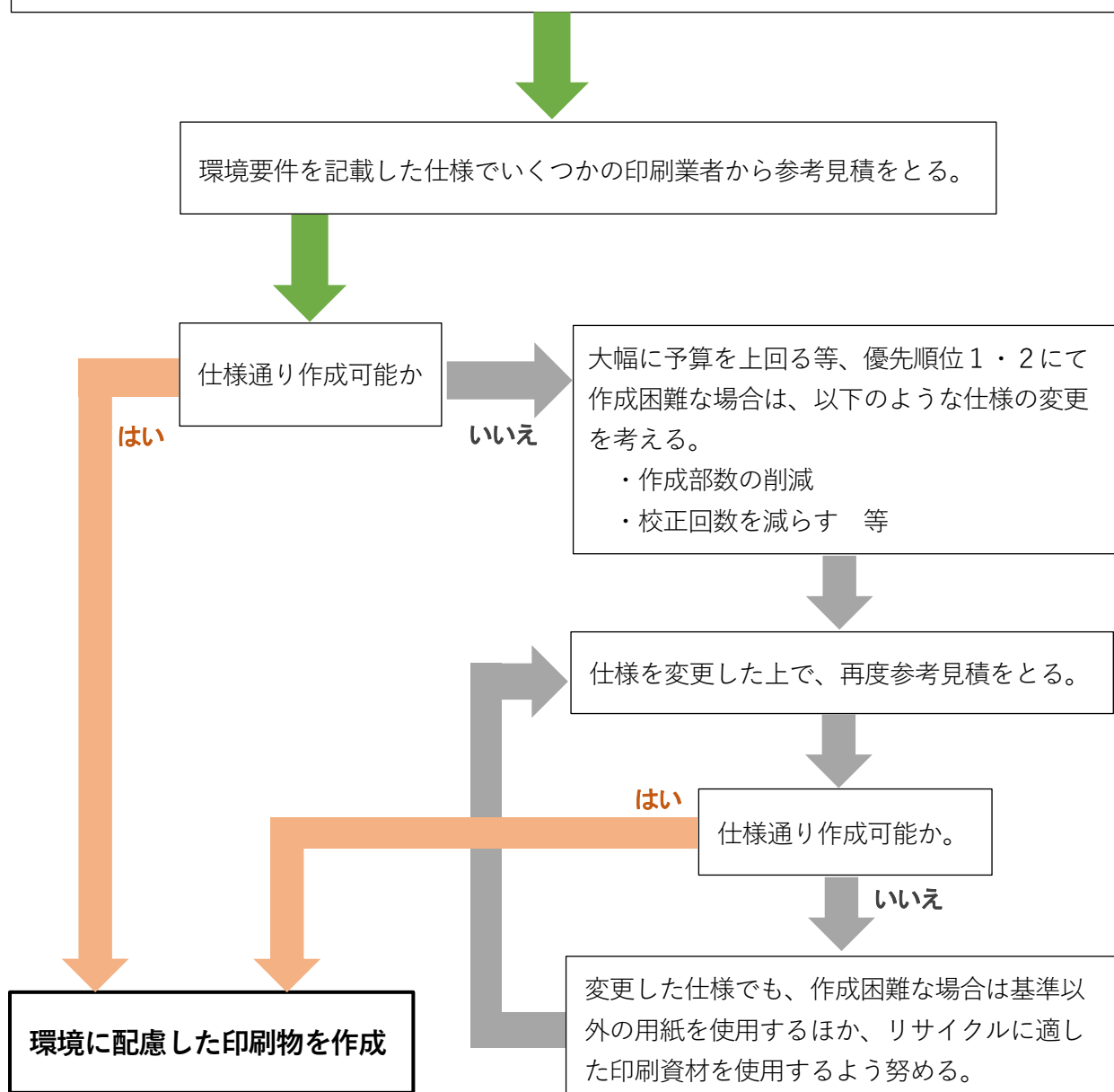
印刷物の名称	窓付き封筒
紙質	クラフト用紙, 75.5 k g, グリーン購入法適合の封筒（古紙パルプ配合率 40%以上）
窓部分	グラシン紙, 再生プラスチックまたは植物を原料とするプラスチックを使用
インキ類	植物油インキを使用（印刷インキ工業連合会に登録されたもの）
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・再生紙使用マークおよび植物油インキマークの表示を希望するため、印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたものか確認する。

※通常のインキと環境に配慮したインキとの価格差が無い場合が多いため、積極的に環境に配慮したインキを指定すること。

(エ) 環境に配慮した印刷物の発注方法 (例)

【仕様書 作成前】

- ① 電子媒体での代用を検討する。
- ② 代用できない場合は、環境負荷低減のため、適切なサイズ、ページ数、必要部数を考える。
- ③ 印刷方法は、オフセット印刷のほかデジタル（オンデマンド）印刷も検討する。
(部数が少ない場合や短時間作成の際には、デジタル印刷を検討することで、環境配慮となるほか安価になる場合がある。)
- ④ 資源エネルギーの消費や金額を抑えるため、校正の回数が少なくて済むように、完成原稿での入稿に努める。



② 役務

◇仕様書の記載内容

仕様書に環境要件を記載する

- (例1)「本市グリーン購入調達方針・ガイドラインの判断基準を満たすこと」
 (例2)「本市グリーン購入調達方針・ガイドラインの判断基準を満たすよう努めること」

対象品目	環境要件の記載内容
省エネルギー診断	省エネルギー診断に係る技術資格者が、設備の稼働状況、運用状況、エネルギー使用量等について調査分析し、省エネ対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法の提案がなされること。
食堂	<p>■次の要件を満たすこと。</p> <p>①生ゴミ処理機等による適正処理</p> <p>②繰り返し使用できる食器（リユース食器）の使用</p> <p>③ワンウェイのプラスチック製の容器等の不使用（利用者の飲食に支障を来たす場合又は代替する手段がない場合を除く）</p> <p>④食品廃棄物の単位当たりの発生量の把握並びに発生抑制及び再利用等のための計画の策定、目標の設定</p> <p>⑤食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下（食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に適用）</p> <p>⑥食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定</p> <p>⑦食品ロスの削減（提供する量の調整、持ち帰り用容器の提供等）</p> <p>⑧食堂利用者に対する飲食物の食べ残し削減の呼びかけ、啓発等</p> <p>⑨食堂の運用に伴うエネルギー使用量（電力、ガス、水等）の把握、省エネルギー、節水のための措置</p>
自動車専用タイヤ更生	<p>■次の要件を満たすこと。</p> <p>リトレッド（タイヤ更生）又はリグループの実施</p>
自動車整備	<p>■次の要件を満たすこと。</p> <p>①リサイクル部品による修理（リユース部品又はリビルド部品の使用）</p> <p>②エンジン洗浄を実施する場合</p> <p style="margin-left: 20px;">ア. CO2 及び HC が洗浄前後で 20%以上削減されること。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ. エンジン洗浄の実施直前及び法定 12 か月点検において、20%以上の削減効果がなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施</p>
庁舎管理	<p>■次の要件を満たすこと。</p> <p>【共通（常駐管理/常駐管理以外）】</p> <p>①特定調達物品等の使用</p> <p>②省エネ法（工場等に係る措置）の管理標準に基づくエネルギー使用の合理化</p> <p>③省エネルギー計画の立案、対策の選定、当該対策に係る実施基準等に基づく実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告。対策の実施結果を踏まえた省エネルギー対策の見直しの実施</p>

<p>庁舎管理</p>	<p>④省エネルギー診断の診断結果に基づく設備・機器等の運用改善の措置 ⑤エネルギー管理システムによるエネルギー消費の可視化及びデータ分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置 ⑥フロン類の漏えい防止のための適切な措置</p> <p>【常駐管理】 エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する月次報告、分析と削減対策の提案等（施設利用者と連携して行う対策を含む）</p> <p>【常駐管理以外】 エネルギー又は水の使用量、廃棄物排出量に関する分析と削減対策の提案等</p>
<p>植栽管理</p>	<p>■次の要件を満たすこと。</p> <p>①グリーン購入対象品目等の使用 ②総合的害虫防除 ③農薬の使用削減及び農薬取締法に基づく農薬の適正使用</p>
<p>加煙試験</p>	<p>■次の要件を満たすこと。 加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。</p>
<p>清掃</p>	<p>■次の要件を満たすこと。</p> <p>①グリーン購入対象品目等の使用 ②洗面所の手洗い洗剤は、廃油又は動植物油脂。植物油脂は持続可能な原料の使用。 ③ごみの適切な分別回収 ④古紙の適切な分別、改善案の提示 ⑤床維持剤（ワックス）、洗浄剤の VOC 低減 ⑥環境負荷低減が図れる具体的清掃方法の提案</p>
<p>タイルカーペット洗浄</p>	<p>■次の要件を満たすこと。</p> <p>①グリーン購入対象品目等の使用 ②使用する水量が 40L/m²以下 ③清掃に係る判断の基準を満たす洗剤等の使用 ④洗浄完了後の回収水の透視度が 5 ポイント以上</p>
<p>害虫防除</p>	<p>■次の要件を満たすこと。</p> <p>①グリーン購入対象品目等の使用 ②殺虫剤、殺そ剤の適正利用を含む総合的害虫防除 ③害虫等の発生、侵入防止措置 ④事前計画・目標の設定、作業後の効果判定 ⑤殺虫剤の適正かつ効果的な使用</p>
<p>飲料自動販売機設置</p>	<p>■次の要件を満たすこと。</p> <p>①省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率 100%以上 ②ノンフロン機（缶・ボトル飲料、紙容器自販機に適用）であること ③環境配慮設計及びその実施状況の公表 ④特定の化学物質の含有率が基準値以下、含有情報の公表 ⑤飲料容器の回収箱と設置、容器の分別回収及びリサイクルの実施 ⑥使用済自動販売機の回収リサイクルシステムの保有</p>

参考（環境ラベル一覧）

環境ラベル	内容
	<p>・グリーン購入法適合商品 グリーン購入法第6条に定められた特定調達品目及びその判断基準に合致した商品のこと。カタログや事業者により「G法適合」、「グリーン購入法適合商品」など表現方法は異なる。</p>
	<p>・総合評価値 古紙配合率や森林認証材・間伐材パルプの利用割合等の個別の評価項目を数値化することで、総合的に環境負荷の低さを数値で表した指標。 （グリーン購入法の判断基準では評価値80以上の製品を適合製品としている。）</p>
	<p>・エコマーク 様々な商品（製品およびサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。このマークを活用して、消費者が環境を意識した商品選択を行い、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成をはかっていくことを目的としている。</p>
	<p>・グリーン購入ネットワーク（GPN）が運営する「エコ商品ねっと」掲載商品されている商品 グリーン購入ネットワーク（GPN）は、環境負荷の小さい製品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与するため、グリーン購入活動を促進し、グリーン購入に関する普及啓発や情報提供、調査研究などを行っている。「エコ商品ねっと」は日本最大級の環境に配慮された商品のデータベースとなっている。</p>
	<p>・FSC 認証 「F S C森林認証制度」は世界的な森林の減少と劣化を防ぐために設立された制度。F S C認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。</p>
	<p>・PEFC 森林認証 「P E F C森林認証プログラム」は、欧米を中心として各国で定められた国・地域別の森林認証制度の相互承認を行う制度。P E F C森林認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。</p>
	<p>・間伐材マーク 間伐材を用いた製品に表示されているマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するもの。</p>

	<p>・グリーンマーク</p> <p>古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として公益財団法人古紙再生促進センターが1981年5月に制定したマーク。</p> <p>グリーンマークを表示することができる製品の要件は、古紙を原則として40%以上原料に利用した製品であることだが、トイレットペーパーとちり紙は、古紙を原則として100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙は、古紙を原則として50%以上原料に利用したもの。</p>
	<p>・バイオマスマーク</p> <p>生物由来の資源（バイオマス）を利用して、品質及び安全性が関連法規、基準、規格等に合っている商品に表示されている。</p> <p>植物は太陽光をエネルギーとした光合成により大気中のCO₂を吸収して成長するので、植物由来原料を製品化した製品（バイオマスプラスチックや合成繊維、印刷インキ等）は燃やしても大気中のCO₂を増加させない。バイオマスマーク認定商品は安全で循環型社会の形成に貢献し、地球温暖化防止に役立っている。</p>
	<p>・JOIFAグリーンマーク</p> <p>グリーン購入法に適合したオフィス家具に表示されているマーク。</p>
	<p>・国際エネルギースタープログラム</p> <p>パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品に表示されるマーク。日本、米国のほか、EU等9か国・地域が協力して実施している国際的な制度。経済産業省が運営している。</p>
	<p>・E & Qマーク</p> <p>一般社団法人 日本カートリッジリサイクル工業会が定める環境管理基準と品質管理基準に適合しているリサイクルトナーカートリッジを識別するマーク。</p>
	<p>・省エネラベリング制度</p> <p>省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示されている。</p>
	<p>・PCグリーンラベル</p> <p>環境に配慮したパソコンを購入したいという消費者の選択の目安となるよう、パソコンの設計、製造からリユース・リサイクルに至るまで、環境に対する包括的な取り組みを表した環境ラベル制度。適合製品を三ツ星によって格付けしており、パソコンメーカーの団体である一般社団法人パソコン3R推進協会が運営する制度。</p>

	<p>・ JISマーク</p> <p>工業標準化法第19条第20条等に基づき国に登録された機関（登録認証機関）から認証を受けた事業者（認証製造業者等）のみが、認証を受けたその包装等に表示することができるマーク。表取引の単純化のほか、製品の互換性、確保及び公共調達等に大きく寄与している。</p>
	<p>・ 統一省エネラベル</p> <p>省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示している。☆の数が多いほど省エネ性能が高いことを示している。</p>
	<p>・ ノンフロンマーク</p> <p>統一省エネラベルでは、ノンフロン冷蔵庫にこのマークを表示することを定めている。</p>
	<p>・ 平成27年度燃費基準達成ステッカー</p> <p>自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車メーカー等の協力を得て、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）で定める燃費目標基準値以上の燃費の良い自動車に貼付。</p>
	<p>・ 低排出ガス車認定</p> <p>自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度。</p>
	<p>・ 低燃費タイヤ統一マーク</p> <p>転がり抵抗性能の等級がA以上でウェットグリップ性能の等級がa～dの範囲内にあるタイヤを「低燃費タイヤ」と定義し、統一マークを表記して普及促進を図る。</p>
	<p>・ エコユニフォームマーク</p> <p>日本被覆工業組合連合会が制定したマーク。このマークは、グリーン購入法の判断基準に適合したユニフォームウェアやスクールウェア等に添付するもの。</p>
	<p>・ PETボトルリサイクル推奨マーク</p> <p>使用済みPETボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマーク。PETボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体であるPETボトル協議会が運営する制度。</p>

	<p>・ フレームマーク</p> <p>環境と安全への配慮し、の環境に関連する基準を満たすベッドフレームに表示されるマーク。全日本ベッド工業会が運営する制度。</p>
	<p>・ 衛生マットレス</p> <p>衛生マットレスは全日本ベッド工業会で定めた「マットレスの環境基準」（「ホルマリン溶出量」や「抗菌防臭加工」や厳選された材料（フェルト類は未利用繊維使用、「ウレタンフォームの発泡剤」にはオゾン層破壊の物質を含まない）などの厳しい基準）をクリアしたマットレスにのみ付けられている安心のマーク。</p>
 <p>古紙パルプ配合率100%再生紙を使用</p> <p>古紙パルプ配合率70%再生紙を使用</p> <p>古紙パルプ配合率50%再生紙を使用</p> <p>古紙パルプ配合率40%再生紙を使用</p>	<p>・ 再生紙使用マーク</p> <p>「3R活動推進フォーラム」の前身である「ごみ減量化推進国民会議」によって、再生紙の利用促進・普及啓発をしていくためのシンボルマークとして定められた。古紙パルプがどのくらい配合されているのかが一目で判るようにしたもので、申請や届出は不要で誰でも自由に無料で使用できるが、表示の際は以下に十分注意する。</p> <p>・ 古紙パルプ配合率は製紙メーカーや印刷会社とご確認の上、正しい数字を表示すること。</p> <p>・ 再生紙を使用した印刷物などに刷り込んで表示し、コーティング加工した紙など再生紙に利用できない紙や、他の素材と複合をした紙（段ボール等）に対しては使用しないこと。</p> <p>・ 表紙と中面で古紙パルプ配合率の違う紙を使用している場合は、両方の古紙パルプ配合率を表示すること。</p> <p>・ 古紙パルプ配合率を示した数値・文言、説明とあわせて表示すること。</p> <p>・ マークの形は崩さないこと。ただし、文字の大きさ、色は自由。</p>
	<p>・ 植物油インキマーク</p> <p>植物油インキマークは印刷インキ工業連合会が定めた、植物油を使用した印刷インキに表示できるマーク。植物油とは、再生産可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油、及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油で、植物油インキとは、インキ中に含有する植物油、または植物油を原料としたエステルとの合計が含有基準量以上のインキ。</p>
	<p>・ N L マーク</p> <p>印刷インキ工業連合会独自の自主規制。環境影響、労働安全、人の健康に対し適切でない化学物質を使用しない印刷インキに貼付できるマーク。</p>

12 つくる責任
つかう責任



習志野市グリーン購入調達ガイドライン

施行 令和5年4月1日

改訂 令和6年4月1日

習志野市 都市環境部 環境政策課
〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号
TEL : 047-453-9291
FAX : 047-453-7384
E-mail : kankyou_m.s@city.narashino.lg.jp